

# 時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり

## 時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價運送料は左の如し

一號 貳錢五厘〇一箇月 前金五拾錢〇三箇月 前金壹圓四拾五錢〇六箇月 前金貳圓八拾五錢〇一箇年 前金五圓六拾錢〇月曜日休刊(此他大祭祝日年終年末等一切休刊セズ)

前金 一旦受取りたる前金は凡て通貨を以て返戻する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事と御承知被下度候

## 時事新報運送料

- 一 日本國內並に朝鮮國京城 仁川、釜山、元山津 一箇月 金拾三錢
- 二 南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を 經て郵送する歐洲各國 一箇月 金拾三錢
- 三 北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸島 一箇月 金拾三錢
- 四 香港を經て郵送する亞細亞諸島、太平洋諸島、露領滿洲斯德、清國諸港 一箇月 金拾五錢
- 五 露領滿洲斯德、清國諸港 一箇月 金拾五錢

## 時事新報廣告料(約金)

- 一行五號活字廿四號 一日限 六日迄 七以上
- 一行 二 竹十三號十一號十號五號

## 本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を擴張するより各社同一の記事を掲ぐるも算からず獨り時事新報社に社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずとも唯も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社に其報道は達らずして通信社の方多きが如し爲めに進行を阻むる場合も甚からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に何れ發送あらんよとを請ふ

時事新報社に達したる投書は凡て寄稿者に返戻せず又本社に保存せず

## 時事新報

## 取引所設立の出願に就て

取引所法は本月一日より施行の筈にして過般來各處より出願するものあり昨今は三十何箇處の多きに及びたるよし既に期日も過ぎたるもなれば政府の免許を待つと一日三秋の思ひにて彼の委員など稱するものは先づより府下に滞在して頻りに奔走しつゝあるよしなれば其筋にては各所より出願に對し去れ夫れ請書の取調を要する處ありて未だ許可の據を得ずる者多し其意を以て見ると現行法に據れば取引所の設立には制限もあるもにして各地の出願に對して一々これを許可す可きにも非ざれば當局は自ら取調の必要もあるもならん又我輩の所見を以て見るも現に出願したる三十何箇處の中には取引所を設くるの必要な地方も少なからず或人の説に據れば實に米穀の産出少なきのみか一箇月に僅々何十畝の

米を他の供給に仰ぐ地方より差出したる願書に米穀の取引甚だ盛にして一箇月に集散するの穀高何萬石に及べり云々など記載したるものもあるよし彼の鐵道敷設の計畫に發金人の輩が地方の貨物旅客の統計に掛直を爲すと同様に多敷の出願者中には其地方の繁昌を聲言して萬一を僥倖せんとする者もあるもならんなれば之を許可するに取調の必要は勿論のものとされ現に出願の中に就て見るに熊本を始めとして其他凡そ七八箇處の地方は必要の場所にして直に許して差支なきのみか是非とも許可せざる可らざるものなるに他の一般の出願と同様に取調の爲めに許可を遅引するは玉石混濁の禍を免れざる可し或は同一の法に據り同一の手續を以て出願に及びたるものなれば許否の沙汰も亦同一に取扱はざる可らずとの掛念もあらんかなれども熊本其他の如き現に物品の取引も盛に行はれ他の地方と同様に視る可らず一日の延引は當業者に一日の迷惑を掛くるものにして實際に不便不利を蒙らしむるも少なからざる尙ほ其上に今日までの出願は三十何箇處なれども目下出願の用意中に在るものも多しよしなれば今後はますます増加して五六十乃至七八十箇處の多きに及ぶやも知る可らず然るに其多數の出願に對し一々取調べたる後非ざれば許す可きものも許さざるとありては到底當業者の堪ゆ可き所に非ざれば現在既に必要と認められたる場所は其場所に限りて先づ取敢へず許可を與へ其他は取調の上にて徐ろに許否を決するも順序の得たるものなる可し且その許可の期日餘りに延引するときは出願の委員輩が府下に滞在中運動費など稱して無益の金を費し又候補種の風説を傳へらるゝなどの不體裁なしと云ふ可らず正當に許す可き出願に對しては一日も早く認可の指令を與へんと我輩の希望に堪へざる所なり

## 官報

勅令  
陸軍部制度調査會規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽  
明治二十六年十月十四日  
内閣總理大臣 伯耆伊藤博文  
大藏大臣 渡邊國武

- 勅令百十三號
- 第一條 貨物制度調査會規則
  - 第二條 貨物制度調査會ハ左ノ人員ヲ以テ之ヲ組織ス
  - 第三條 會長ハ理事及委員ハ高等行政官或ハ高等學識者ニ依リ之ヲ充テシム
  - 第四條 貨物制度調査會ノ事務及事務整理ニ關スル規則ハ大藏大臣之ヲ定ム
  - 第五條 會長ハ理事ヲ整理シ其ノ決議ヲ大藏大臣ニ具申ス
  - 第六條 貨物制度調査會ニ事務ヲ委任スル大藏大臣ハ其ノ委任ノ範圍及事務整理ニ關スル規則ヲ定ム

米を他の供給に仰ぐ地方より差出したる願書に米穀の取引甚だ盛にして一箇月に集散するの穀高何萬石に及べり云々など記載したるものもあるよし彼の鐵道敷設の計畫に發金人の輩が地方の貨物旅客の統計に掛直を爲すと同様に多敷の出願者中には其地方の繁昌を聲言して萬一を僥倖せんとする者もあるもならんなれば之を許可するに取調の必要は勿論のものとされ現に出願の中に就て見るに熊本を始めとして其他凡そ七八箇處の地方は必要の場所にして直に許して差支なきのみか是非とも許可せざる可らざるものなるに他の一般の出願と同様に取調の爲めに許可を遅引するは玉石混濁の禍を免れざる可し或は同一の法に據り同一の手續を以て出願に及びたるものなれば許否の沙汰も亦同一に取扱はざる可らずとの掛念もあらんかなれども熊本其他の如き現に物品の取引も盛に行はれ他の地方と同様に視る可らず一日の延引は當業者に一日の迷惑を掛くるものにして實際に不便不利を蒙らしむるも少なからざる尙ほ其上に今日までの出願は三十何箇處なれども目下出願の用意中に在るものも多しよしなれば今後はますます増加して五六十乃至七八十箇處の多きに及ぶやも知る可らず然るに其多數の出願に對し一々取調べたる後非ざれば許す可きものも許さざるとありては到底當業者の堪ゆ可き所に非ざれば現在既に必要と認められたる場所は其場所に限りて先づ取敢へず許可を與へ其他は取調の上にて徐ろに許否を決するも順序の得たるものなる可し且その許可の期日餘りに延引するときは出願の委員輩が府下に滞在中運動費など稱して無益の金を費し又候補種の風説を傳へらるゝなどの不體裁なしと云ふ可らず正當に許す可き出願に對しては一日も早く認可の指令を與へんと我輩の希望に堪へざる所なり

○司法省告示第五十三號  
高松地方裁判所管内丸龜區裁判所廳舎新築工事中來ル二十二日那珂郡丸龜町大字小平山町四百四十番地假廳へ移轉ス

明治二十六年十月十六日  
司法大臣 芳川顯正

○司法省告示第五十四號  
來ル二十日ヨリ左ノ出張所ヲ開廳ス

明治二十六年十月十六日  
司法大臣 芳川顯正

- 浦和府裁判所管内 浦和府裁判所管内出張所
- 幸手府裁判所管内 幸手府裁判所管内出張所
- 大宮府裁判所管内 大宮府裁判所管内出張所
- 川口府裁判所管内 川口府裁判所管内出張所
- 東京府裁判所管内 東京府裁判所管内出張所
- 山梨府裁判所管内 山梨府裁判所管内出張所
- 長野府裁判所管内 長野府裁判所管内出張所
- 新潟府裁判所管内 新潟府裁判所管内出張所
- 富山府裁判所管内 富山府裁判所管内出張所
- 石川府裁判所管内 石川府裁判所管内出張所
- 福井府裁判所管内 福井府裁判所管内出張所
- 岐阜府裁判所管内 岐阜府裁判所管内出張所
- 愛知府裁判所管内 愛知府裁判所管内出張所
- 三重府裁判所管内 三重府裁判所管内出張所
- 滋賀府裁判所管内 滋賀府裁判所管内出張所
- 京都府裁判所管内 京都府裁判所管内出張所
- 大阪府裁判所管内 大阪府裁判所管内出張所
- 和歌山府裁判所管内 和歌山府裁判所管内出張所
- 奈良府裁判所管内 奈良府裁判所管内出張所
- 徳島府裁判所管内 徳島府裁判所管内出張所
- 香川府裁判所管内 香川府裁判所管内出張所
- 高松府裁判所管内 高松府裁判所管内出張所
- 愛媛府裁判所管内 愛媛府裁判所管内出張所
- 伊予府裁判所管内 伊予府裁判所管内出張所
- 土佐府裁判所管内 土佐府裁判所管内出張所
- 福岡府裁判所管内 福岡府裁判所管内出張所
- 佐賀府裁判所管内 佐賀府裁判所管内出張所
- 長門府裁判所管内 長門府裁判所管内出張所
- 肥前府裁判所管内 肥前府裁判所管内出張所
- 肥後府裁判所管内 肥後府裁判所管内出張所
- 大分府裁判所管内 大分府裁判所管内出張所
- 熊本府裁判所管内 熊本府裁判所管内出張所
- 鹿兒島府裁判所管内 鹿兒島府裁判所管内出張所
- 宮崎府裁判所管内 宮崎府裁判所管内出張所
- 鹿児島府裁判所管内 鹿児島府裁判所管内出張所
- 那霸府裁判所管内 那霸府裁判所管内出張所

育會の十周年會に於て首唱して端なく文藝靜謐なりし教育社會の理想の衝突なり杯と來を尋ねれば今の士家の事情閑暇等を以て相助けて教育の進んで教育會の會場れば延見して教育を受け甚だ宜かりし教育家を眼中に置き對運動の一大原因の中に時々我邦特種在野の教育家中には一派の教育會の中に種々様々の異論風説文部の局に當りたる能はざるの事情しめたるも又そのべしと雖も是等會議設立案を放棄るべからず素より依て然るを得て運動の始まりたる頃教育上の輿論を諸政を妨ぐるの外なども今日の事情を以て迎へられたるも今後には施設するが如き偏僻の措置會議の助けを最體の是認せし方案臣來るも猶に其説り故に高等教育會の方針屢々變轉す井上發氏自からの事となるべく何見ざるにも拘らずとすの果して何過敏なる當大臣に間の教育家は半政は種々多の評論に然るを知らず終速從て井上氏の來せざるも云ふべものも少なからず

○東洋諸國の於ける萬國宗教大諸國より同會に出本紙上に見えた龍藏實全、土駐在阿國公使館附族オキヤ親王印度教を代表して出席

○井上文部大臣と民間教育家 客月大日本教